

上天草市松島総合運動公園指定管理者募集要項

上天草市では、公の施設である「上天草市松島総合運動公園」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

令和3年3月31日で指定期間（5年間）が終了することに伴い、次期指定管理者を選定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、上天草市松島総合運動公園条例（平成16年上天草市条例第178号）第12条及び上天草市公の施設の指定管理者の選定の手続に関する条例（平成16年上天草市条例第204号）第3条の規定に基づき、上天草市松島総合運動公園（以下「運動公園」という。）の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

上天草市松島総合運動公園

(2) 所在地

上天草市松島町合津4276番地44

(3) 施設の設置目的、役割等

市民の体育の向上と健康の増進を図ることを目的とし、上天草市におけるスポーツ活動の拠点施設として、スポーツを実施する機会の提供、市民のスポーツ活動への支援などを中核的な役割を果たすスポーツ振興の場としている。

(4) 施設の沿革

平成5年	設置「松島野球場・陸上競技場」
平成9年	設置「総合センターアロマ」
平成10年	設置「グランドゴルフ場」
平成11年	設置「子ども広場」
平成24年	設置「テニスコート」
平成29年	改修「陸上競技場」のフィールド内を「人工芝化改修」 JFA公認の「サッカー場」となる。

(5) 施設内容、規模等

アロマ+野球場+陸上競技場+子ども広場+グラウンドゴルフ場+テニスコート
36,030㎡

ア 松島総合センター「アロマ」

敷地面積： 18,000㎡
建築面積： 5,018㎡ 延べ面積： 7,145㎡
構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨3階建て

※施設内容

アリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、研修室1・2、和室、
視聴覚室、図書館、ホール

イ 野球場： 12,070㎡

ウ テニスコート： 8,520㎡

エ 陸上競技場： 20,523㎡（うち人工芝サッカー場10,599㎡）

オ グランドゴルフ場： 6,400㎡

カ 子ども広場： 14,000㎡

- (6) 現在の管理運営体制
現在の指定管理者…共同企業体 祐和會
- (7) 施設の利用実績
「施設概要書」のとおり

2 管理運営にあたっての基本的な考え方

指定管理者は業務遂行に当たり関連する法令等を遵守し、市民の平等な利用の確保に努め、施設の目的を効果的かつ効率的に達成するとともに、自らが策定した管理計画に基づき適正に管理すること。利用者のニーズを的確に把握し、サービスの向上にも努め、地域住民と連携し、地域の振興に寄与するよう努めること。可能な限り、環境保全についても配慮すること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

- ア 毎週月曜日とする。(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日に当たるときは、その日後の当該休日以外の最初の日)
- イ 12月28日から翌年1月4日まで(アに該当する日を除く。)
- ウ 教育委員会が特に必要があると認めるときは、ア又はイの休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(2) 開館時間

- ア 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- イ 教育委員会が特に必要があると認めるときは、アの開館時間を変更することができる。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ア 上天草市松島総合運動公園条例、上天草市松島総合運動公園条例施行規則(平成16年上天草市教育委員会規則第23号)
- イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)ほか行政関係法令
- ウ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほか労働関係法令
- エ 浄化槽法(昭和58年法律第43号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)、水道法(昭和32年法律第177号)水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- オ その他
 - (ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例(平成17年上天草市条例第4号)第27条第2項

の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。

- (イ) 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例（平成16年上天草市条例第16号）第2章の規定を遵守すること。
- (ウ) 指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
- (エ) 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努める。

※ 管理基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めることとする。

- (4) 維持管理 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

4 指定管理者の業務等

- (1) 指定管理者が行う施設の管理業務

- ア 体育・スポーツ・文化のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- イ 体育・スポーツ・文化に関する相談の対応及び指導
- ウ その他体育・スポーツ・文化の普及振興に必要な業務
- エ 運動公園の利用の許可に関する業務
- オ 運動公園の施設等の維持及び修繕に関する業務
- カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が運動公園の管理上必要と認める業務

- (2) その他、別紙「管理業務仕様書（別記1）」に定めるとおり。

※ 管理基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定める。

- (3) 自主事業

施設の管理目的を効果的に達成するため、指定管理者が企画、立案し、事業を行う。

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費

運動公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求める。

なお、市からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と使途の間で締結する協定書で定める。

基準価格 172,870千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和3年度：34,574千円）

（令和4年度：34,574千円）

（令和5年度：34,574千円）

（令和6年度：34,574千円）

(令和7年度：34,574千円)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となるので、注意すること。

7 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (4) 暴力団密接関係者（上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第4号に規定する者をいう。）でないこと。
- (5) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (7) 市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適格と認められるときに該当していないこと。
- (10) 施設等の管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせること。
- (11) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項について留意すること。
 - ア 代表構成員を選出し、市との協議等については代表構成員が行うこと。なお、グループの構成員は、(1)から(10)までに掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 申請者の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 - ウ 申請については、1グループにつき1提案に限る。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 - エ 「8提出書類」の(3)～(8)については、参加者それぞれについて提出すること。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出することとする。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）

- (2) 運動公園指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び運動公園管理業務の収支予算書（別紙様式2）
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 非法人にあっては、当該団体代表者の身分証明書
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村民税）及び地方税の納税証明書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における賃借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを称する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (10) その他市長が必要と認める書類
 - ア 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和2年8月24日（月）から9月8日（金）まで
- (2) 質問票（別紙様式3）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリで提出すること。

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和2年8月31日（月） 午前10時から1時間程度
- (2) 上天草市松島総合センター「アロマ」 研修室

※ 上記開催日時の終了時刻については、説明会の進行状況により前後する場合があります。

11 申請書類提出先及び提出期間

- (1) 提出先 上天草市教育委員会 社会教育課（上天草市役所松島庁舎2階）
861-6192 熊本県上天草市松島町合津7915番地1
電話 0969-28-3380（ダイヤルイン）
- (2) 提出期間 令和2年8月24日（月）から令和2年9月23日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 提出部数 正本1部、副本1部

※ 書類は、A4版又はA3版（様式の定まっているものを除く。）で提出すること。

正本 1部 （添付書類を含め、申請者名がわかるもの。要押印）

副本 1部 (添付書類を含め、正本から申請者名及び申請者名を類推できる表現・ロゴ等を外すこと。黒塗り等。押印不要)

- ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
- ※ 電子メール又はファクシミリでの提出は認めません。
- ※ 提出後に不備があった場合、提出期間内であってもこれを書き替え、差し替え又は撤回することはできない。

1 2 選定方法

(1) 指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の意見とし、最終的に市において選定する。

(2) 審査方法

第1次審査として選定基準及び審査基準に基づき、提出された書類等を審査し、第2次審査として事業計画書等について個別に提案（プレゼンテーション）を求め、その内容を審査し、候補者を選定する。

ただし、次の要件に該当した場合、選定審査から除外する。

- ア 提出書類に著しい不備があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- エ 指定する申請受付期間を経過してから申請書類等が提出された場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- カ その他不正行為があった場合

(3) 審査基準と配点

第1次審査（申請書審査の選定項目及び審査内容） Ⅱ 分類（大規模専門施設）

選定項目及び審査内容		配 点
1	事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針 イ 市民の施設等の平等な利用の確保	適・否
2	提案された額が、基準価格を越えないものであるか。	適・否

第2次審査（プレゼンテーション審査の選定項目及び審査内容）

選定項目及び審査内容		配 点
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	3 5
2	事業計画書の内容が、管理を安定して行うために必要な縮減が図られているか。 ア 施設等の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	2 0
3	事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 イ 安定的な運営が可能となる人的能力 ウ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	3 5

	エ 類似施設の運営実績	
4	その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 ア 市施策との整合 ・福祉、雇用、環境等への取組 イ 市民との協働 ・関係団体、ボランティア団体等との連携 ・地域活性化への取組	1 0
	合 計	1 0 0

1 3 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

1 4 無効または失格

本要項中に記載している内容のほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

1 5 選定委員会

令和2年10月7日（水）に実施します。（予定）※変更となる場合がある。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方は、提案があった事業計画についての説明を求めるので、プレゼンテーションを実施すること。（当日の資料の追加配布は認めない。スライドを使用する際は、申請の際、事前にスライド一覧表を提出すること。）

また、事業提案等の説明について、選定委員からの質疑に対して説明や意見を述べられる方が出席すること。

なお、時間及び場所については、後日連絡する。

1 6 選定結果等の公表

応募状況について、ホームページにより、申請した団体の名称については公表する。
選定結果については、各申請者に文書で通知する。

1 7 スケジュール

内容	日程
広告（募集要項等の公表）	令和2年 8月24日（月）
現地説明会の実施	令和2年 8月31日（月）
質問書の提出期限	令和2年 9月 8日（火）
質問書に対する回答	令和2年 9月15日（火）
申請書類の提出期限	令和2年 9月23日（水）
一次審査の審査結果通知	令和2年 9月25日（金）
プレゼンテーション審査	令和2年10月 7日（水）

選定結果の通知及び公表（候補者決定）	令和２年１１月上旬
指定管理者の指定（市議会の議決）	令和２年１２月下旬
協定の締結	令和３年　１月上旬

18 指定管理者の指定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は上天草市議会（令和２年１２月議会予定）の議決を経て指定する。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る委託料は令和３年度予算額以内となるので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

19 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は、市庁内及び選定委員会での検討に限る。）
- (3) 提出された書類は、上天草市情報公開条例（平成１７年上天草市条例第３号）に基づく公文書開示請求により開示することがある。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が７参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「７参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることが出来るものとする。

21 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 上天草市松島総合運動公園指定管理者事業計画書（別紙様式１）
- (3) 上天草市松島総合運動公園管理業務の収支予算書（別紙様式２）
- (4) 指定管理委託料設計書
- (5) 質問書（別紙様式３）
- (6) 上天草市松島総合運動公園施設概要書
- (7) 上天草市松島総合運動公園の管理運営に関する協定書（案）
- (8) 上天草市松島総合運動公園管理業務仕様書（協定書別記１）
- (9) 機器等保守点検仕様書（仕様書別添１）
- (10) 芝生・グラウンド施設管理業務仕様書（仕様書別添２、３）
- (11) 植栽維持管理業務仕様書（仕様書別添４、５）
- (12) テニスコート管理業務仕様書（仕様書別添６）
- (13) 備品保管場所每一覧表（仕様書別添７）
- (14) 管理運営に関する年度協定書（協定書別記２）
- (15) リスク分担表（案）（協定書別記３）

(16) 個人情報取扱特記事項（協定書別記4）

2.2 問合せ先

〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市教育委員会 社会教育課 スポーツ推進係

担当者：森、大野

電話：0969-28-3380（ダイヤルイン）

FAX：0969-56-2134

メール：syakyou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は、「上天草市松島総合運動公園指定管理事業（事業所名）」とすること。

応募にあたって教育委員会から本施設の指定管理者への付帯条件

- 1 秘密の保持
指定管理者は、管理業務の執行により知り得た秘密を他にも漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。協定が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 2 個人情報の保護
上天草市個人情報保護条例を遵守すること。
- 3 情報の公開
上天草市情報公開条例の趣旨にのっとり、当該情報の公開に努めなければならないものとする。
- 4 行政手続
指定管理者は、上天草市行政手続条例の規定を理解し遵守しなければならないものとする。
- 5 文書等の保存
管理業務に関する文書等について、協定期間終了後5年間保存しなければならないものとする。
- 6 先行予約
市等が関係する行事は先行して予約することが出来るものとする。
(優先順位)
 - 1位 上天草市又は教育委員会が主催する行事・事業
(国際大会・全国大会・九州大会などの大規模な行事は同様順位とする。)
 - 2位 上天草市又は教育委員会から委託された市民全体を対象とする行事
 - 3位 上天草市又は教育委員会から委託された地域住民を対象とする行事
 - 4位 上天草市又は教育委員会が共催する行事
 - 5位 上天草市又は教育委員会が講演する行事
- 7 施設使用料の徴収事務
指定管理者業務とは別に「上天草市立学校施設」の受付業務及び使用料の徴収事務を行う。
 - ①使用料の収納事務
 - ②使用料に係る各種届出、申請書等の受付
 - ③収納事務に附帯する集計、記帳その他事務
- 8 災害時での避難場所としての施設
市の施設として、避難場所に指定しており、災害時等に住民の避難場所としての対応や協力体制をとること。